

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年4月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2101110 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 2200001 号

第1 結論

昭和 60 年 2 月から平成 2 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 35 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 60 年 2 月から平成 2 年 4 月まで

私は、平成 2 年 4 月頃に A 市役所 B 区合同庁舎において、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した。請求期間が国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 2 年 4 月頃に A 市役所 B 区合同庁舎において、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金法第 12 条及び国民年金法施行令第 3 条により、被保険者は、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する届出について、第 1 号被保険者等の住所地又は受給権者の住所地の市町村長へ届け出なければならないとされているところ、戸籍の附票によると、請求者は平成元年 8 月から平成 3 年 3 までの期間、C 市に住所登録していたことが確認できることから、平成 2 年 4 月頃に A 市で国民年金に加入することができない。

また、C 市役所は、年金記録に係る資料は日本年金機構へ移管済みのため資料はなく、同市役所又は出張所窓口における過年度保険料の納付については、当時の資料がないため確認できない旨回答している。

さらに、A 市役所は、A 市以外に住民登録している国民年金被保険者は、A 市役所 B 区合同庁舎において国民年金保険料を納付することはできない旨回答している。

加えて、平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されていたところ、請求者に係るオンライン記録によると、初めて国民年金の被保険者となった昭和 60 年 2 月 16 日の被保険者資格の取得処理年月日が平成 8 年

11月8日であり、請求者の国民年金番号「*」(現在は基礎年金番号)は、同年11月頃に払い出されたことが推認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101347 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200002 号

第1 結論

平成 22 年 11 月から平成 23 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 60 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 11 月から平成 23 年 9 月まで

私は、請求期間当時はアルバイト生活をしており、初めの数か月間は国民年金保険料を納付していたが、収入が少なく貯金もあまりなかったため、国民年金保険料の納付が滞ってしまった。その後、督促状のようなものが赤い封筒で届いたので、父に一時的にお金を借りて、A 市役所本庁舎の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付した。請求期間が国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 22 年 10 月に事業所を退職後、程なくして国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、日本年金機構 B 広域事務センターから提供のあった請求者に係る国民年金被保険者関係届（申出）書によると、請求者は、請求期間の始期である平成 22 年 11 月 1 日の国民年金被保険者資格取得の届出を平成 23 年 6 月 14 日に行っていることが確認でき、請求期間に係る国民年金の被保険者資格取得手続の時期に関する請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、督促状のようなものが届いたので、父親に立て替えてもらい、国民年金保険料を納付した旨回答しているが、請求者及び請求者の父親は、納付の時期及び金額については全く憶えていない旨回答及び陳述している。

さらに、請求者は、A 市役所本庁舎窓口で国民年金保険料を納付したと回答しているが、法令上、請求期間の国民年金保険料を A 市役所に納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。